

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	障がい児通所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、障がい児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和7年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児通所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、宇都宮市児童福祉法施行細則等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が、障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給に関する事務を行う。</p> <p>① 障がい児通所給付費及び特例障がい児通所給付費の支給申請の受理及び支給決定            ② 障がい児通所給付費及び特例障がい児通所給付費の支給決定の変更の申請の受理及び支給決定の変更の決定            ③ 障がい児相談支援給付費及び特例障がい児相談支援給付費の支給申請の受理及び支給            ④ 肢体不自由児通所医療費の支給            ⑤ 高額障がい児通所給付費の支給申請の受理及び支給            ⑥ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報等の照会            ⑦ 情報提供ネットワークシステムを利用した児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報の提供</p>
③システムの名称	<p>① 障がい福祉システム            ② 共通基盤システム(庁内連携システム)            ③ 団体内統合宛名システム            ④ 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児通所給付費等台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条第1項 別表9の項</li> <li>・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第8条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,15,20,80,144,155の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令における情報提供の根拠            第8条</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害児通所給付費の支給」、「特例障害児通所給付費の支給」、「高額障害児通所給付費の支給」、「障害児相談支援給付費の支給」、「特例障害児相談支援給付費の支給」又は「肢体不自由児通所医療費の支給」が含まれる項(14, 15, 16の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部 子ども発達センター
②所属長の役職名	子ども発達センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町970-1 宇都宮市 子ども部 子ども発達センター 電話番号:028-647-4721
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町970-1 宇都宮市 子ども部 子ども発達センター 電話番号:028-647-4721
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	子ども発達センター所長 谷田部 正一	子ども発達センター所長 鈴木 政好	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	2015/4/1	2017/4/1	事後	しいき値判断に変更なし
平成29年7月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	2015/4/1	2017/4/1	事後	しいき値判断に変更なし
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第一の8の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表9の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第8条	事後	主務省令改正による根拠条文の変更修正
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第二欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、56の2、116の項) 2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第12条第1号イ、同条第3号イ、第30条第6号(※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害児通所給付費の支給」、「特別障害児通所給付費の支給」、「高額障害児通所給付費の支給」、「障害児相談支援給付費の支給」、「特別障害児相談支援給付費の支給」又は「肢体不自由児通所医療費の支給」が含まれる項(10、11、12の項)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,15,20,80,144,155の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令における情報提供の根拠 第8条 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害児通所給付費の支給」、「特別障害児通所給付費の支給」、「高額障害児通所給付費の支給」、「障害児相談支援給付費の支給」、「特別障害児相談支援給付費の支給」又は「肢体不自由児通所医療費の支給」が含まれる項(14、15、16の項)	事後	主務省令改正による根拠条文の変更修正
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む情報による照会を原則とすること	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更